

千葉市いじめ等調査委員会設置条例

平成26年3月20日

千葉市条例第3号

(設置)

第1条 本市は、本市が設置する学校におけるいじめ等による重大事態に係る事実関係を明確にし、当該重大事態への対処及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止を図るため、千葉市いじめ等調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この条例において、「いじめ等による重大事態」とは、本市が設置する学校におけるいじめ、体罰又は学校の管理下において発生した事故により、次の各号のいずれかに該当するに至った事態をいう。

- (1) 当該学校に在籍する児童又は生徒（以下「児童等」という。）の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められること。
- (2) 当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められること。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市長の諮問に応じ、いじめ等による重大事態に係る事実関係を明確にするための調査（いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項の規定による調査を含む。）及び審議を行い、その結果を市長に答申すること。
- (2) 前号の規定による調査及び審議の結果に基づき、必要に応じて、問題の解決を図るための方策及び再発防止策の提言を市長に行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項について調査審議すること。

(組織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨

時委員を置くことができる。

- 3 委員及び臨時委員は、学識経験者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることがある。
- 6 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 7 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を總理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(調査)

第7条 委員会は、所掌事務を遂行するために、次に掲げる方法により調査を行うことができる。

- (1) 教育委員会の委員、教育委員会事務局及びいじめ等による重大事態に係る児童等が属し、又は属していた学校（以下「本件学校」という。）の職員（過去に教育委員会事務局及び本件学校に勤務していた者を含む。）、本件学校に属し、又は属していた児童等及びその保護者等並びにいじめ等による重大事態に係る児童等及びその保護者等（以下これらを「調査対象者」という。）から事実関係に関

する意見、説明等を求ること。

- (2) 調査対象者に対して、文書等関係資料の提出、提示、閲覧、複写等を求ること。
 - (3) 関係団体に照会して必要な事項の報告及び協力を求ること。
 - (4) 前3号に定めるもののほか、所掌事務を遂行するために必要となる協力を調査対象者又は専門機関に対して求めること。
- 2 委員会は、前項の調査を行うに当たり、調査対象者が未成年者であるときは、当該調査対象者及びその保護者の同意を得た上で、その心情に配慮し、適切な措置を講じなければならない。
- 3 委員会は、第1項の調査を行うに当たり、当該調査の対象について学校又は教育委員会の下に設けられた組織による調査が行われている場合は、当該組織と適切な役割分担をするよう努めるものとする。ただし、いじめ防止対策推進法第30条第2項の規定による調査を行う場合は、この限りでない。
- 4 教育委員会の委員並びに教育委員会事務局及び本件学校の職員その他の本市の職員は、委員会から、その所掌事務を遂行するために必要な情報の提供を求められたときは、これに応じなければならない。
- 5 委員会は、第1項の調査を行うに当たっては、児童等及び学校に過度な負担が生じないよう最大限の配慮をしなければならない。

(調査員)

第8条 委員会は、所掌事務を遂行するために必要な調査を行わせるため、調査員を置くことができる。

- 2 調査員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。
- 3 調査員は、委員会の指示により、委員会の行う調査を補助し、業務を終えたときは、その結果を書面により速やかに委員会に報告する。
- 4 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。